

高齢者地域支え合い グループポイント事業

この事業は、65歳以上の高齢者を含む任意の団体が行う互助活動に対し現金と交換できるポイントを付与して地域の互助活動を活性化し「地域社会の担い手」として高齢者を地域全体で支えていくことが目的です。

団体登録の要件

- ①鹿屋市に在住する者で構成された任意の団体で、対象となる活動について補助を受けていないこと。
- ②構成員が3名以上であること。
- ③構成員の半数以上を高齢者(65歳以上)で占めること。
- ④代表者を定め、継続的に活動すること。

ポイント付与・交換

- ・対象となる活動1回につき、1ポイント1,000円を付与します。(金額の上限あり)
- ・年2回(10月と3月)実績を提出し、現金との交換となります。

*** 令和3年度は年6万円が上限**

ポイント付与対象活動

- ①1回につき3人以上の構成員の参加(うち65歳以上の高齢者が1人以上参加)
- ②次にあげる活動のうち1時間以上の活動。

【活動例】

- (1) 高齢者を支援する活動
- (2) 地域活性化の活動

*** 活動内容によっては、対象外の場合があります**

※詳しくは裏面をご覧ください。



※団体登録を希望される方は、下記の鹿屋市社会福祉協議会本所又は各支所で登録申請をお願いします。

《鹿屋市社会福祉協議会》

本所(リナシティかのや2F福祉プラザ内)

TEL 0994-44-2277

吾平支所(湯遊ランドあいら敷地内)

TEL 0994-58-8860

輝北支所(輝北総合福祉センター内)

TEL 099-486-0777

串良支所(串良ふれあいセンター内)

TEL 0994-31-4400

《受付時間》

午前8時30分から午後5時00分まで(土日祝日、年末年始は除く)

対象となる主な活動内容

【1】高齢者を支援する活動

- 高齢者の見守り、地域の支え合い活動
 - ・安否確認、声かけ、話し相手、相談相手
 - ・高齢者等の生活支援にかかるボランティア活動（掃除などの家事支援、外出支援など）
- 高齢者や介護者の仲間づくりへの支援（地域サロン活動の開催、手伝いなど）
- 介護保険施設等でのボランティア活動（食事の配膳・下膳の補助、話し相手、清掃、演芸など）



【2】地域活性化の活動

- 集落の花壇管理などの美化活動
- 公園や道路などの清掃
- 地区イベント開催時等のボランティア（炊き出し等）
- 地域パトロール（登下校時の子どもの見守り、交通安全指導など）
- 子育てを支援する活動
- 子ども食堂への支援活動
- その他の地域貢献活動



◎子育て支援活動へのポイント加算

子育て支援活動1回(60分以上)に対し、1ポイントを加算

◎子ども食堂への支援活動等へのポイント加算

子ども食堂支援活動等1回(60分以上)に対し、1ポイントを加算

※子ども食堂支援活動等を1回行った場合、互助活動ポイント(1ポイント)、子育て支援ポイント(1ポイント)、子ども食堂支援等ポイント(1ポイント)の、**合計3ポイント**が付与されることになります。

* 活動内容によっては、承認出来ない場合があります

事務の流れ



(1)グループ登録

鹿屋市社会福祉協議会本所又は各支所(以下「社協」という)へ登録申請書とグループ名簿を提出します。

(2)活動の実施

社協から承認されてからの活動がポイント付与の対象となります。

(3)対象にならない活動

- ×グラウンドゴルフ・卓球・ヨガ・カラオケなど同好会のような活動
- ×行政から指定のある町内会の奉仕作業(年3回ほど)
- ×会議・定例会
- ×サロン・イベント等の買い出しや準備
- ×社協・企業などが主体の交流会や説明会(社協主催のサロン交流会・説明会等)
- ×行政から補助を受けている青パト隊等
- ×企業・店舗の集客目的のイベントでのボランティア活動、演芸披露
- ×フリーマーケット出店など収支が伴う活動



～地域で高齢者を支える
仕組みづくりが大切です～

